

## サイト別データの見方（2012 年度版）

### 1. インプット項目

- ・投入、使用、取扱の実績のない項目は、blankとしています。
- ・燃料には社用車の燃料を含みます。
- ・テナントとして入居しているために水使用量を把握できない場合は、blankとしています。
- ・紙使用量はコピー用紙、事務用紙を対象としています。
- ・指定した単位において、小数点以下第 2 位を四捨五入して表示しています  
（「0.0」と表記された項目は「0.05」未満であることを示します）。

### 2. アウトプット項目

#### 1) 温室効果ガス

- ・排出実績のない項目は、blankとしています。
- ・<国内事業所の電力量の CO2 換算について>  
CO2 排出量のうちの電力量の CO2 換算については、電気事業連合会／  
日本経団発表の償却クレジットを反映した排出係数(値は対象年度の前年度実績)を  
適用しています。
- ・<海外事業所の電力量の CO2 換算について>  
JEMA 推計調査(2006 年 6 月)における最新年の値(2003 年推計値)から  
「CHP の発電電力量起因の CO2 排出量を加味した排出原単位」を適用しています。
- ・<燃料の CO2 換算について>  
「温対法」による「燃料種類別の単位発熱量、排出係数」より、「CO2 換算係数」を  
算出して、燃料種類別に適用してから、その総和を算出しています。
- ・<その他の温室効果ガスの CO2 換算について>  
「その他の温室効果ガス排出量」とは、HFC134a などの温室効果ガスを指します。  
「温対法」による「温室効果ガス排出量の算定方法」より、SF6 以外の温室効果ガス(HFC134a  
など)投入量に地球温暖化係数を適用しています。

#### 2) 大気汚染物質

- ・対象施設がない場合、および法令の管理対象外の項目は、blankとしています。

#### 3) VOC 大気排出量

- ・取扱実績がない場合はブランクとしています。

#### 4) PRTR 対象化学物質排出量・移動量

- ・取扱実績がない場合はブランクとしています。

#### 5) 排水量

- ・ 公共下水への放流で、水質測定義務がない場合は、水使用量と同一の値を排水量とみなしています。
- ・テナントとして入居しているために水使用量が把握できない場合は、排水量をブランクとしています。
- ・公共下水への放流の場合は、BOD はブランクとなりますが、自主的に測定している場合のみ数値を記載しています。

#### 6) 廃棄物

- ・実績のない項目は、ブランクとしています。
- ・廃棄物発生量は産業廃棄物と事業系一般廃棄物の合計となります。
- ・減量化量は「単純焼却」「熱回収焼却」「脱水処理」により減量した重量(処理前重量 - 処理後重量)を示しています。
- ・熱回収処理において減量した重量をサーマルリサイクルした分とみなし、再資源化量に加えています。
- ・「最終埋立処分量」の実績が無い場合は、「埋立/発生量比率」はブランクとしています。
- ・営業拠点(九段、大阪、埼玉、名古屋、広島、福岡)については、マニフェスト伝票に基づいて把握した発生量をベースにして各種の情報を基に「最終埋立処分量」「減量化(熱回収による)」「再資源化量」を推定したうえで、「埋立/発生量比」「再資源化率」を算出しています。

7) 指定した単位において、小数点以下第 2 位を四捨五入して表示しています。

(「0.0」と表記された項目は「0.05」未満であることを示します。)

### 3. 個別詳細項目(各拠点で2ページ目以降の部分)

#### 1) 排出ガス濃度

- ・ばい煙発生施設のあるサイトのみ実績を開示しています。施設のないサイトは記述を省略しています。

## 2) 有害大気汚染物質の使用

- ・ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロフォルム、塩化ビニルモノマー、1,3-ブタジエン、ベンゼン、アクリロニトリル、1,2-ジクロロエタン、ホルムアルデヒド、二硫化ニッケル、硝酸ニッケル、アセトアルデヒドは、使用実績がないので記述を省略しています。

## 3) SF<sub>6</sub>（六フッ化ガス）、VOC（揮発性有機化合物）、PRTTR対象化学物質

- ・投入量のあるサイトのみ実績を開示しています（年間取扱量が50kg以上）。投入量のないサイトは記述を省略しています。

## 4) 排出水水質

- ・水質汚濁防止法・下水道法における特定施設が存在する場合に、測定結果を開示しています。特定施設が存在しないサイトは記述を省略しています。
- ・基準値における「不検出」は、測定できる範囲で検出できないことを基準としています。
- ・測定値における「< (数値)」は、測定可能な範囲が(数値)以上であり、(数値)以上の値が検出されなかったことを意味します。  
例えば、「<0.01」は、0.01以上の値が検出されなかったことを意味します。